

# 商品概要説明書

## 生活応援定期貯金「サポート」

(令和6年5月13日現在)

目 的	<p>物価高騰による組合員・利用者の生活を応援することを目的とします。                  ※上乗せ金利だけではなく、預入れ後（一口100万円以上の預入れに限る）、満期まで待つことなく商品券を進呈することで組合員・利用者の生活を応援します。</p>					
商 品 名	<p>・生活応援定期貯金「サポート」                  ※この商品は「スーパー定期貯金」の商品内容を一部変更したものです。</p>					
ご利用いただける方	<p>・個人のみ</p>					
募集総額	<p>・400億円</p>					
取扱期間	<p>・令和6年5月13日から令和6年8月30日まで                  ※募集総額に到達次第、取扱いを締め切るものとします。</p>					
預入期間	<p>・3年                  ・5年                  ※預入れ時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。ただし、自動継続後の貯金について、特典は付与しません。                  ※複利型となります。</p>					
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	<p>・一括預入                  ・お一人様50万円以上1,000万円以内（1円単位）                  ※一口50万円からの預入となります。                  ただし、預入れの際には以下の制限があります。                  ①新規資金による預入れ（他金融機関等からの預入れ）に限ります。                  【新規資金の定義】                  ・当JAの当座性貯金からの預替えの場合、令和6年5月1日(水)以降に、現金(小切手)・他行からの振込等※により預入れされた資金に限り対象となります。                  ※「給与」・「年金」・「各種手当」・「販売代金」・「土地代金」・「相続財産」・「家賃等の不動産収入」等                  ・令和6年4月30日(火)以前に、当座性貯金に預入れされた資金は対象となりません。                  ②当JAの定期性貯金の中途解約金および満期による預入れはできません。</p>					
払戻方法	<p>・満期日以後に一括して払い戻します。</p>					
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	<p>・預入れ時の約定利率を満期日まで適用します。                  ※金額階層による適用金利の差異はありません。                  ・満期日以後に一括して支払います。                  ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。                  ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。                  ※令和19年12月31日までの適用となります。                  ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</p>					
手 数 料	<p>—</p>					
特別金利(固定金利)	<p>・当初預入れ時のみ適用金利を次のとおりとします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">3年(複利型)</td> <td style="text-align: center;">5年(複利型)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年0.30%(税引前)</td> <td style="text-align: center;">年0.40%(税引前)</td> </tr> </table> <p>※取扱期間中に急激な金利変動があった場合は、以降の新規契約時の適用金利を見直す場合があります。                  ※継続時は、一般のスーパー定期貯金としてご継続します。</p>		3年(複利型)	5年(複利型)	年0.30%(税引前)	年0.40%(税引前)
3年(複利型)	5年(複利型)					
年0.30%(税引前)	年0.40%(税引前)					
特 典	<p>◇1口100万円以上の預入者</p>					

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入金額 100 万円ごとに 2,000 円の商品券「JTB ナイスギフトカード」をプレゼントします。</li> <li>① 商品券発送 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 6 年 10 月頃予定</li> <li>※募集総額到達により取扱終了が早まる場合は、予定より早く送付する場合があります。</li> <li>※転居先不明・長期不在等でお届けできない場合は無効となる場合があります。</li> </ul> </li> <li>② 中途解約時について <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として満期日前に中途解約することができません。</li> <li>なお、令和 6 年 12 月 31 日までに中途解約する場合は、商品券相当額についてご返却いただきます。</li> <li>※商品券は現金との引換はいたしません。</li> <li>※商品券の盗難・紛失または、滅失等に関しては、その責任を負いません。</li> <li>※商品券裏面に引換店印が押印済のものは商品と引換できません。</li> </ul> </li> </ul> <p>◇1 口 50 万円以上 100 万円未満の預入者</p> <p>「よりぞうぬいぐるみ」をプレゼント（先着 1,000 名、お一人様 1 個限り）</p>
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率)</li> <li>・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> <li>・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約定した預入期間が 3 年（複利型）の場合 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×25%</li> <li>③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×30%</li> <li>④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×30%</li> <li>⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×45%</li> <li>⑥ 2 年 6 か月以上 約定利率×45%</li> <li>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</li> <li>・約定した預入期間が 5 年（複利型）の場合 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×10%</li> <li>③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×10%</li> <li>④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×20%</li> <li>⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×20%</li> <li>⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×25%</li> <li>⑦ 3 年以上 4 年未満 約定利率×40%</li> <li>⑧ 4 年以上 約定利率×65%</li> <li>ただし、②から⑧までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</li> </ul>
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部金融管理課（電話：087-825-0227）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、香川県農業協同組合中央会が設置・運営する香川県JAバンク相談所（電話：087-825-2508）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部金融管理課または香川県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記香川県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・自動化機器による預入れはできません。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA香川県